

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,418 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100
		要支援2 (6,908 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,080 単位)	× 70 / 100	× 70 / 100	+ 5 / 100
		要支援2 (6,224 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (421 単位)			
		要支援2 (526 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()	(1月につき +100単位)			
	(2)生活機能向上連携加算()	(1月につき +200単位)			
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(二) サービス提供体制強化加算()イ	(1月につき 640単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算()ロ	(1月につき 500単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 350単位を加算)			
	(二) ロを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算()イ	(1日につき 21単位を加算)			
	(二) サービス提供体制強化加算()ロ	(1日につき 16単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 12単位を加算)			
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×102/1000)			
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×74/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×41/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき +(3)の80/100)			
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×15/1000)			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき +所定単位×12/1000)			
		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			
		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計			
：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目					